

# 平成30年度常議員会議長報告

常議員会議長 秋田 徹 (38期)



### はじめに

私は、今年度で四度目の常議員となりましたが、初めての常議員は平成元年です。二度目は平成一四年度、三度目が平成二一年度ですから、実に平成の最初から最後の年まで常議員であった訳です。今年度の常議員会では、凶らずも議長に選出され、前回までとは異なり、自分の意見は控えつつ出来るだけ議事審議進行が充実できるように務めることが目標となりました。

### 常議員会の議題

常議員会には、実に多くの議案議題がかかります。また、執行部からは現在の日弁連の動向や各種の会務活動についての報告事項、公設事務所からの活動報告もあります。

本年度について見ると、臨時を含めて年15、6回開催される常議員会にかけられた議題や案件には、①弁護士登録のための入会可否②第71期司法修習終了予定者の弁護士名簿登録の可否③各種委員会委員の選任の件④各種法律相談に関する規則改正、法教育総合センター規則の改正、セクシュアル・マイノリティ対応のための当会職員就業規則の改正などの当会規則の改正⑤大阪府北部地震及び北海道胆振東部地震への義援金支出に関する決議⑥昨年度の約20億円規模の決算の承認及び本年度の予算の決議(総会付議事項)⑦その他の東弁総会に提案付議される事項の承認⑧生活保護法に関する意見書、人種差別撤廃の条例制定を求める意見書等をはじめとする意見書等の承認⑨日弁連総会における当会の議決権行使の承認、以上の他⑩新入会員の宣誓式などがあります。また、いわゆる谷間世代に対する施策等については多くの常議員から意見表明もあり、考えさせられました。常議員会に関係すると弁護士会の活動の多様性や担うべき多くの問題が多々あることが見て取れます。こうした弁護士及び弁護士会を取り巻

く多様で重大な問題状況下で、弁護士自治を弁護士会の統一的な意思形成の点から支えているのがこの常議員会だと言えると思います。その意味で、歴代の議長が述べているように、審議の充実と意見形成の充足を十二分に行えるようにする努力は、弁護士自治への強力な支えとなると思われれます。

### 今年度の審議の様子

ところで本年度の常議員会にも、前述の通り多くの議題が審議の対象となっているのですが、これらについて常議員の中から鋭い意見が発せられ、提案をした執行部が急遽議案を修正して、議決に至ったことがありました。常議員の真剣かつ真摯な意見表明に感心しました。議長としては、どこまで議論を充実させるか、悩ましいことがありましたが、松田純一副議長の適確な意見もあり、また理事者執行部の対応も相応のものでしたので、事なきをえた次第です。多くの議題や問題点につき、常議員が真剣に取り組み当会としての意思形成に尽力する姿に感動すら覚えますのは私のみの感慨でしょうか。是非、会員の皆様にも傍聴に来て戴きたいと思えます。

### 感謝

これまでの議長としての経験は、弁護士や弁護士会の様々な有り様に接し、また弁護士の個々の意見に触れることが出来ることとともに、失われつつある私の好奇心に大いなる刺激を与え、本年度の目標たる議事進行の充実を達しつつあることにつき、私にとって、得がたい経験となっています。このような経験に導いてくれました会員並びに会を支える事務局員に対し感謝申し上げます、私からの議長報告と致します。

## 副議長席から常議員会を見て

常議員会副議長 松田 純一 (45期)



副議長の先輩から就任前に、

「副議長は大変な仕事である。なぜなら、欠席は許されず、居眠りは許されず、それでいて発言も許されない。大変な難行苦行である。」

と冗談ともつかぬご示唆をいただきました。

たしかに議長とともに壇上に座らせていただいて、議場全体がよく見えるということは、よく見られてもいるわけです。居眠りをして舟を漕いで目立つことは、真剣な審議をしている常議員の皆様に対して申し訳も立ちません。それでいて、短ければ1時間半、長ければ5時間余にわたって一言も発することができないのはもどかしいはずですので、難行苦行というご指摘は、的を射たものだろうと思ったものでした。

しかし、実際に就任してみて味わった難行苦行の意味は大いに異なるものでした。

審議内容と進行について、常議員会の数日前に役員（会長、副会長、監事）と事前打合せをいたします。その席で、進行を預かる議長、殊に本年度の秋田徹議長は真剣に内容を把握しようと確認を重ねられます。その結果、充実した審議を行うために、会長、副会長に対してより丁寧な説明や資料提示を促したり、ご注文をされたりしているのです。もちろん招集通知に必要な資料は事前添付されているのですが、当日の会長、副会長の説明に依拠して、その場で判断することを迫られる場合があり得る常議員の皆様が、適切に判断しやすい環境を整備することは大変に重要なことです。その努力の甲斐もあって充実した審議が実現できているものと思います。

議長席は、質問や討論の全くない無風な常議員会を望みません。より充実した質問や討論がなされることを強く

希望しています。

本年度の常議員会において、実質修正動議に当たると思われる活発な質問と討論があり、会長、副会長が、その当日に議場で暫時の休憩を入れて真剣に検討をした結果、討論打切採決へと押し切ることをせず、常議員会の討論を汲んで、自ら修正提案をした時には、充実した審議を表す対応として、心の中で敬意を表しました。常議員会終了後に個別の常議員から「発言はしたものの、言ってもどうせ通らないと思っていたが、本当に修正が実現したのにはむしろ大変驚いた。本当に意見は汲まれるのですね」とお聞きした時は東弁常議員を誇らしく嬉しく思ったものです。決して常議員会は形骸化していないし、居眠りに陥るつまらないものではありません。

ひとつ残念なのは、出席率が概ね80%台であり、常議員によっては出席回数が少ない方もいらっしゃることで、ぜひ審議に参加してご発言もしていただきたいと思えます。

常議員会は総会に準じる重要な機関ですので、今後も十分な熟議が行われ、意見集約プロセスが適切に履践されて、適切な会務運営がなされるよう副議長の職分を尽くしたいと思います。三度の常議員と副会長の時とは大きく異なる役割を感じています。秋田徹議長は審議中にも、つとつとに副議長の意見を壇上でも求めてくださいます。副議長は決してジッとしているだけの難行苦行ではなく、常議員会の活性化に貢献しなければならないという本来の難行苦行を伴う、皆様にもお勧めしたい職責だと思えます。残任期も、どうぞよろしく願いいたします。